

# 求

町内の

# 人情報

■企業名(就業場所)①職種②年齢③求人数④賃金⑤求人番号⑥必要資格など

■宮古港湾運送(株)運送事業部盛岡事業所(流通センター南)

①フォークリフト作業員(正社員)②59歳以下③1人④128,000円~164,000円⑤03010-3949371⑥普免、フォークリフト免許

■(株)カマイシリサイクルサービス(南矢幅)

①空容器・廃タイヤなどのルート回収業務(正社員)②不問③2人④160,000円~180,000円⑤03010-3972171⑥中型免許(A T限定不可)、フォークリフト免許あればなお可

■南総合運輸(下矢次)

①運転手(正社員)②64歳以下③1人④186,740円~198,740円⑤03010-3534171⑥大型免許、玉掛け・小型移動式クレーン免許あればなお可

■(株)昭和土木設計(流通センター南)

①CAD3Dオペレーター(正社員)②64歳以下③1人④200,000円~300,000円⑤03010-3264671⑥普免(通勤用)

■ダンロップタイヤ東北(株)盛岡南営業所(広宮沢)

①タイヤ交換作業(正社員以外)②不問③1人④176,000円⑤03010-3470171⑥普免(A T限定不可)

■南テクノ・オートサービス(広宮沢)

①自動車整備全般(正社員)②不問③1人④185,000円~295,000円⑤03010-4485771⑥2級整備士、普免(A T限定不可)

■イワタニ東北(株)盛岡支店(広宮沢)

①一般事務(正社員)②59歳以下③1人④148,000円~244,000円⑤03010-4306871⑥日商簿記3級以上、普免

■(株)サンメディカル(流通センター南)

①営業(正社員、県内に転勤の可能性あり)②34歳以下③1人④175,000円~200,000円⑤03010-4330771⑥普免 ※入社後、福祉用具専門相談員の資格を取得していただきます(費用は会社負担)

■武蔵貨物自動車(株)盛岡支店(広宮沢)

①大型運行運転手(正社員)②39歳以下③1人④229,330円~259,330円⑤03010-4342171⑥大型免許、フォークリフト免許あればなお可

■南盛南輸送(流通センター南)

①4トンドライバー(正社員)②64歳以下③2人④160,000円⑤03010-4347471⑥普免(A T限定不可)、中型免許・大型免許・玉掛け・小型移動式クレーン免許あればなお可

■南遠野食肉センター(高田)

①キッチンスタッフ(パートタイム)②不問③2人④時給750円~時給900円⑤03021-236471

■医療法人社団帰厚堂 南昌病院(広宮沢)

①日直専従事務員(パートタイム)②不問③1人④時給875円⑤03010-4322771

■スズシン物流システム(株)水沢営業所(広宮沢)

①事務員(パートタイム)②不問③1人④時給800円⑤03060-977571⑥普免(通勤用)

就業希望の方は「盛岡公共職業安定所 紹介第一部門(☎624-8902)」へ求人番号を告げてお問い合わせください(事業所へは同安定所の紹介状が必要です)。すでに募集が終了している場合がありますので、あらかじめご了承ください。

~春の異動シーズンに合わせて~

## 3月26日(日)と4月1日(土) 臨時に窓口を開きます

町では、転入と転出が集中する3月末と4月初めの休日に、臨時に窓口を開きます。仕事の都合などで平日の来庁が難しい方も、どうぞご利用ください。

▼日時 3月26日(日)、4月1日(土) 午前8時30分~午後5時15分

▼取り扱い業務

**住民課** 転入転出など住民異動届の受付、戸籍関係届の受付、各種証明書の交付(住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本など)、マイナンバー(個人番号)カードの交付(3月26日のみ)、通知カードの交付、国民健康保険の手続き、国民年金の手続き、医療費助成(子ども、妊産婦、重度心身障がい者など)の申請、後期高齢者医療の手続き

**税務課** 税関係証明書の交付、納税相談

**福祉・子ども課** 福祉関係手続き、保育園・児童手当関係手続き

**健康長寿課(さわやかハウス)** 介護保険関係手続き、妊婦一般健康診査票の発行と説明、乳幼児の予防接種関連手続き、乳幼児健診の説明

**学務課(町公民館)** 転入・転出に伴う転校手続き

■毎週水曜日は窓口を延長 祝日と年末年始を除く毎週水曜日は、窓口業務(住民課、税務課、福祉・子ども課)の一部を午後7時まで延長していますのでご利用ください。

■証明書を電話予約できます 住民票、印鑑登録証明書、所得課税証明書、納税証明書は、平日の午後4時まで電話で予約すると、指定した日の午後8時まで時間外受付(庁舎西側職員通用口、警備室)で受け取ることができます。

■問い合わせ 役場住民課戸籍住民係(☎611-2502)



## じゃじゃっこの つぶやまき。

水道豆知識列伝! その76

引っ越し先で水道を使うためには、水道の使用を開始する手続きが必要じゃ。

引っ越しが多い3月と4月は直前の申し込みだと対応できないこともあつたら、引っ越しの5日前までに手続きをお願いじゃ。

インターネットでの申し込みは24時間受け付けてつたら、新生活の準備のひとつとして、水道の手続きを忘れずに頼じゃ!

★水道の使用開始・中止の申し込みはここから!

「水道やば」ホームページ <http://suidou.town.yahaba.iwate.jp/>

